

滞納処分について

納税は国民の義務であり、町税等(保険料含む)は、町が行政サービスを提供するための大切な財源です。町税等の滞納が増えていくと、期限内に納税(納付)された方との税負担の公平性が確保されず、必要な行政サービスの低下を招きかねません。

町では、公平な行政サービスを維持するため、滞納処分の強化を図っています。「滞納処分」とは、町税等を自主的に納付いただけない(滞納している)場合に、町が強制的に徴収する手続きのことです。

「督促状を発した日から10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならぬ。」と法律で定められています。原則として、財産の差押えを行うにあたり、事前予告や本人の同意は必要としません。



タイヤロックを使った滞納処分

納税相談について

町税等は、納期限を過ぎると、**延滞金を加算**し納めなければなりません。これは、銀行預金などの利息よりもはるかに高率で、たとえ、うっかり忘れていただけであっても、延滞金は加算されます。

滞納を放置し続けると、高額な延滞金が加算され、**後々、大きな負担**となります。病気や失業・事業の経営不振、収入不足や借金問題などの理由により、一時的に納税(納付)が困難となっている場合、事情によっては、納税の猶予などを行うことができますので、早急にご相談ください。

延滞金について

納期限までに税金を完納されないときは、延滞金としてその翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3%）を加算した金額を納めていただきますが、特例として下記の期間についてはそれぞれの算出方法で納めていただくことになります。

○平成 25 年 12 月 31 日までに発生する延滞金については年 14.6%を加算した金額。ただし納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については「前年の 1 1 月 3 0 日の日本銀行法第 1 5 条第 1 項 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 %（0. 1 %未満の端数は切捨て）の割合」を加算した金額（加算した割合が年 7.3%を越える場合には年 7.3%とする。）

○平成 26 年 1 月 1 日以降発生する延滞金については当分の間、特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1%の割合を加算した割合）に年 7.3%を加算した金額。ただし納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については特例基準割合に年 1%の割合を加算した金額（加算した割合が年 7.3%を越える場合には年 7.3%とする。）

※ 後期高齢者医療保険料については、七宗町後期高齢者医療に関する条例の規定による。

（参考） 平成 12 年以降の特例基準割合

期 間	年 7.3%の部分	年 14.6%の部分
令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日	年 2. 5 %	年 8. 8 %
平成 31 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日	年 2. 6 %	年 8. 9 %
平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日	年 2. 6 %	年 8. 9 %
平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日	年 2. 7 %	年 9. 0 %
平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日	年 2. 8 %	年 9. 1 %
平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日	年 2. 8 %	年 9. 1 %
平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日	年 2. 9 %	年 9. 2 %
平成 22 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	年 4. 3 %	年 14. 6 %
平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日	年 4. 5 %	
平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日	年 4. 7 %	
平成 19 年 1 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日	年 4. 4 %	
平成 14 年 1 月 1 日～平成 18 年 12 月 31 日	年 4. 1 %	
平成 12 年 1 月 1 日～平成 13 年 12 月 31 日	年 4. 5 %	